

● 引上げ分の地方消費税交付金の使途について（令和2年度決算分）

平成26年4月から消費税率改定に伴う地方消費税交付金の引上げ分については「社会保障4経費その他社会保障施策（社会福祉、社会保険及び保健衛生）」に要する経費に充てるものとされています。

令和2年度決算における使途については、次のとおりです。

（歳入） 地方消費税交付金（社会保障財源化分） 149,990千円

（歳出） 社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費 787,133千円

（単位：千円）

事業名	経費	財源内訳			
		特定財源	一般財源		
			社会保障財源化分の地方消費税交付金	その他	
社会福祉	社会福祉総務事業	3,324	3,200	124	0
	心身障害者等福祉事業	223,227	168,961	43,057	11,209
	老人福祉事業	15,169	1,412	2,890	10,867
	地域福祉センター事業	6,567	0	1,251	5,316
	福祉医療事業	44,452	16,175	12,938	15,339
	児童手当事業	132,955	112,088	20,867	0
	保育所事業	51	51	0	0
	災害救助事業	50	0	10	40
	小計	425,795	301,887	81,137	42,771
社会保険	国民健康保険事業	84,913	62,643	16,180	6,090
	後期高齢者医療事業	46,439	34,829	8,849	2,761
	介護保険事業	229,986	13,817	43,824	172,345
	小計	361,338	111,289	68,853	181,196
保健衛生	母子衛生事業	0	0	0	0
	小計	0	0	0	0
合計	787,133	413,176	149,990	223,967	

※1 地方消費税交付金（社会保障財源化分）は、令和2年度決算額です。

※2 事務費や事務職員の人件費等は除外してあります。